

【江東区移動支援給付費の算定について】

1. 居宅介護の通院等介助（身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合）に準じて算定します。
2. 加算については、初回加算及び特定事業所加算、利用者負担上限額管理加算のみ算定可能です。
ただし、利用者負担上限額管理加算については、実際に利用者負担額の調整が必要になった場合のみつけられます。（居宅介護の取り扱いとは異なります）
3. サービスコード及び単位数は、「介護給付費等単位数サービスコード（平成27年4月施行版）」の居宅介護サービスコード表「通院等介助（身体介護を伴う場合）」「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」を参照してください。
なお、掲載場所については、江東区HPに掲載しておりますのでご確認ください。

《注意事項》

- 30分（0.5h）単位での請求です。30分のサービスを算定するにあたっては、20分以上のサービスが必要です。20分未満は、切り捨てになります。

(例)

サービス提供時間	実質のサービス時間数	算定時間数
9:00~9:40	40分	30分（0.5h）
12:00~13:20	1時間20分	1時間30分（1.5h）

- 1日に複数回のサービスを実施する場合に、その間隔が2時間未満の場合は、通算して1回のサービスとして算定します。

(例)

サービス提供時間	個々の算定時間数	請求する算定時間数	(明細書) サービス内容
9:00~10:00	1時間（1.0h）	2時間（2.0h）	日中2.0
↓（間隔）1時間			
11:00~12:00	1時間（1.0h）		
↑（間隔）5時間			
17:00~18:00	1時間（1.0h）	1時間（1.0h）	日中1.0

- サービス提供時間が時間帯をまたいだ場合（早朝と日中、日中と夜間等）は、「身体介護あり」は3時間・「身体介護なし」は1.5時間までは、時間帯を組み合わせたサービスコード（単位数）を使用します。超えた分については、「〇〇増」のサービスコード（単位数）を使用します。

(例) ①身体介護あり

サービス提供時間	算定時間数	実質のサービス内容	(明細書) サービス内容
17:00~19:00	2時間（2.0h）	日中1時間と夜間1時間	日中1.0夜間1.0
14:00~20:00	6時間（6.0h）	日中4時間と夜間2時間	日中4.0 夜間増2.0

②身体介護なし

サービス提供時間	算定時間数	実質のサービス内容	(明細書) サービス内容
17:30~18:30	1時間（1.0h）	日中30分と夜間30分	日中0.5夜間0.5
16:00~19:00	3時間（3.0h）	日中2時間と夜間1時間	日中2.0 夜間増1.0

- 30分の中で、時間帯をまたいだ場合（早朝と日中、日中と夜間等）は、サービス提供の多い時間帯で算定します。ただし、同じ時間数の場合は、先に入った時間帯で算定します。

(例)

サービス提供時間	実質のサービス内容	(明細書) サービス内容
7:40~8:10	早朝20分+日中10分	早朝0.5
17:45~18:45	(日中15分+夜間15分)+夜間30分	日中0.5夜間0.5

☆参考☆

時間帯	時間	名称
時間帯	0:00~6:00	深夜
	6:00~8:00	早朝
	8:00~18:00	日中
	18:00~22:00	夜間
	22:00~24:00	深夜